

無線局変更等申請書・届出書
免許状訂正申請書
無線局免許承継届出書
無線局記載事項等変更届出書

提出する日又は投函する日を記載

〇〇年〇〇月〇〇日

東海総合通信局長 殿

- 電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- 電波法第9条第2項又は第5項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- ※周波数、空中線電力、電波の型式等の変更を伴う無線設備への取替、追加の場合
- 電波法第17条第2項又は第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
- ※周波数、空中線電力、電波の型式等の変更を伴わない無線設備への取り替え、追加の場合
- 電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。 ※周波数、空中線電力、電波の型式等の変更の場合
- 電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ※船舶の売買等で、無線局の免許人の地位を承継した場合
- 電波法第21条の規定により、無線局の免許状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。 ※引っ越しによる住所変更、婚姻等による氏名の変更がある場合
- 電波法施行規則第43条第1項、第2項又は第3項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ※船名、所有者、総トン数、航行区域、停泊港に変更があった場合

記

1 申請（届出）者

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (461-〇〇〇〇) 名古屋市〇区〇〇町1-2-3
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ デンパ タロウ 電波 太郎

2 対象となる無線局に関する事項

① 無線局の種別及び局数	無線航行移動局1局 または 特定船舶局 1局
② 識別信号	だい1でんぱまる
② 免許の番号	海R第〇〇〇〇号 又は 23T〇〇〇〇
③ 備考	

船舶の売買等で、無線局の免許人の地位を承継した場合のみ記載

3 無線局免許承継に関する事項

① 承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称
総務 省太郎 (旧免許人名)

② 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類 (法第5条第2項各号)	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等 (同条第3項)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

通常は「無」をチェック 以下の場合には「有」にチェック

①電波法に違反し、罰金以上の刑の執行を終え、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない場合

②電波法に違反し、何らかの処分を受け、その処分の日から2年を経過しない場合

③ 添付書類

免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面

相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

4 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ デンパ タロウ 電波 太郎
電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	

申請内容に関する問い合わせ先 (日中連絡が可能) を記入